

小作争議調査表

No. 131 / 73R

（月報番號第一四六號）

（昭和八年十一月分）

財團法 福岡調會協 出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
企救郡加江吉志	地主 野レン 小作人 岩佐 清	小作人 關係團體	小作人の地主に無断に該地を水田とし主筋を壟断し、又地主の水田に海水浸入す。爲今日迄特にお地を保存し、主筋を壟断し、抽富賠償を以て地主の未納小作料を返入す。清水を目的として小作関係の申請を仰ぐ。	昭和六年度以降未納小作料三石八斗、清水。	十月廿九日、村役場にて一方、同納課長自今納催。地主は未納を曲がらず、纏り。十一月廿九日、方二回、納催。納催官の執意に動かされ地主は、軟化、結果左の條件に解決す。
發生	關係地	種類面積	關係團體		
昭和九年一月一日	四七反歩	四七反歩	小作人		
昭和八年二月二六日					

備考	結果
	<p>一、小作人、本年十月廿九日、地主に遺言す。</p> <p>二、地主は、雜作料として、三石八斗、十一月末日迄に支払す。</p>